

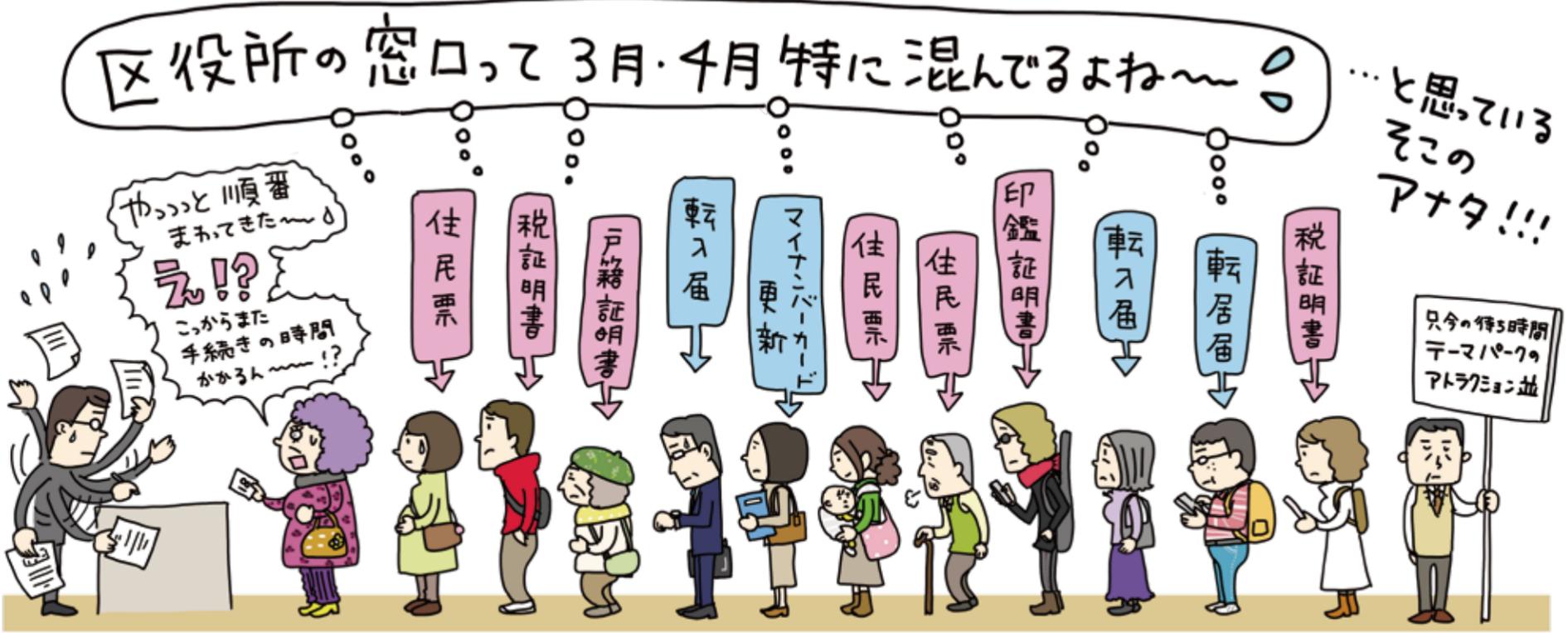
地域コミュニティアプリ「ピアッツァ」で身近な情報を交換しませんか?

ダウンロードはこちら↓

編集・発行 / 北区役所 政策推進課(広報担当)
 〒530-8401 大阪市北区扇町2-1-27
 TEL 06-6313-9474 FAX 06-6362-3821
<https://www.city.osaka.lg.jp/kita/>

3月号の主な記事

狂犬病予防集合注射……………2面	自動車安全運転講習……………3面	伊賀上野NINJAフェスタin天神橋筋商店街…8面
令和8年度「キタ塾」受講生募集!……………3面	自転車の交通違反に「青切符」が適用……………4面	きてみて!ピアッツァ～みんなの投稿パネル展…8面



それ、コンビニでできます。

しかもおトク!

「え!! コンビニの方が安い!?!」

「コンビニならそれほど並ばないよね?」

「住民票以外も発行できるんや?」

「できるんです!! マイナンバーカードをお忘れなく!」

「別、こんなに短くなりました!」

「ほくマルチコピー機くん!!」

※1 「住民票」とは「住民票の写し」を指します
 ※2 「転出届」については、北区から大阪市内の他の区に引っ越す場合、提出は必要ありません。北区から大阪市内へ引っ越す場合はマイナンバーカードを利用してオンライン(マイナポータル)または送付により提出することができます

3〜4月は区役所の窓口が大混雑

進学・就職・転勤などで引っ越しが最も多い3〜4月は、各種手続きや証明書発行で区役所窓口は大変混雑します。窓口や案内係を増やすなどの対策をして対応に当たっていますが、整理券を発売してからの窓口には呼ばれるまでの待ち時間が最大300分になったことも。転入・転居など住所変更に伴う手続きは区役所窓口で行う必要がありますが、住民票^{※1}や戸籍証明書、印鑑証明書などの証明書は来庁しなくても取得することができます。こうした区役所窓口に来なくてもできる証明書発行手続きの割合は意外と多いんです。

各種証明書はコンビニでカンタン取得

住民票や住民票記載事項証明書、戸籍証明書のほか、印鑑登録証明書や各種税証明書などの取得には、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機が便利です。必要なものはマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンと、利用者証明用の暗証番号(数字4桁)。タッチ画面の説明に従って操作すれば、簡単に証明書が取得できます。

転入届・転居届は区役所窓口へ

一方、他の市区町村から北区へ引っ越ししてきた方の「転入届」や、区内で引っ越した方の「転居届」などは、区役所へ届け出る必要があります^{※2}。住所の異動に伴う家族全員のマイナンバーカードの住所変更、国民健康保険・介護保険・児童手当や医療助成などにも必要に応じて手続きが必要です。またマイナンバーカードの5年目・10年目の更新も区役所での手続きが必要です。

区役所に来なくても取得できる各種証明書はコンビニで。窓口で発行するより時間がかからない上に、手数料が100円安くておトクです(戸籍全部(個人)事項証明書は除く)。証明書のコンビニ取得にチャレンジしてみませんか?

証明書のコンビニ取得はメリットがたくさん!

- 6:30〜23:00まで発行可能。土日祝も利用可
※年末年始(12月29日〜翌1月3日)およびシステムメンテナンス日を除く
- 待ち時間が少ない
- 手数料が窓口で発行するより100円安い
※戸籍全部(個人)事項証明書は除く

詳細は大阪市HP▲